

# 新型コロナウイルス感染症に関するご案内

## 市税の納付が困難な方へ

特例制度により、市税の徴収の猶予を受けることができます。

- ④ 次のすべてを満たす方が対象です。
  - ・ 新型コロナウイルスの影響により、2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方
  - ・ 一時に納付し、または納入を行うことが困難である方

## 対象となる市税

2月1日から令和3年1月31日までに納期限が来る住民税や固定資産税、国民健康保険税など

※既に、納付済みの方は対象となりません。

- ⑤ 申請書は、市役所税務課（本庁舎1階）または各支所・行政サービスセンターに備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

税務課収納係 ☎ 63-5110

## 火葬場の使用制限などを設けます

新型コロナウイルス感染症防止のため、当分の間、火葬場の使用制限などを設けていますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 来場者の制限について

可能な限り少ない人数でのご来場、待合室などのご利用をお願いします。また、次に該当する方は、ご来場をお控えくださるようお願いいたします。

- ・ 発熱や咳など風邪の症状がある方
  - ・ 高齢者、妊婦、持病があるなど感染後重症化リスクの高い方
  - ・ 感染拡大地域にお住まいの方
- ## 飲食の制限について
- ・ 建物内での飲食を禁止します。
  - ・ 湯茶の提供を停止します。（水分補給を必要とする方は、ペットボトル程度の持ち込みは可とします。）

## 感染予防について

- ・ マスクの着用をお願いします。
- ・ ご来場時は、手指の消毒をお願いします。
- ・ 待合室などの換気は頻繁に行ってください。

## 環境対策課施設管理係

☎ 63-3113

## 傷病手当金を支給します

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために働くことができなくなった方へ傷病手当金を支給します。

## ④ 次のすべてを満たす方が対象です。

- ・ 佐渡市国民健康保険または新潟県後期高齢者医療保険の被保険者
- ・ 勤務先から給与の支払いを受けている方

・ 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、療養のために欠勤し、勤務先から給与の全部または一部の支給を受けられない方

## 対象期間

1月1日から9月30日の間で、仕事をすることが出来ない期間

## 支給額

1日あたりの支給額※×支給対象となる日数×2/3

※直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から接触機会を減らすため、まず電話でご相談ください。

## 市民生活課保険年金係

☎ 63-5112

## 税務職員（国家公務員）採用試験

- ④ 4月1日において高等学校、中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方
- ・ 令和3年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの方

申込期間  
6月22日(月)～7月1日(水)まで

※原則、インターネットによる申し込みとなります。

試験日 9月6日(日)

⑤ インターネットによる申し込みについて

人事院人材局試験課

☎ 03-3581-5311

その他のお問い合わせについて

関東信越国税局人事第二課試験係

☎ 048-600-3111

